

「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」の課題、その実務への当てはめ（上）

北海道銀行融資部 上席融資役

佐々木宏之

「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」（以下、「基本的考え方」という）が策定・公表されてから1年が経過した。基本的考え方は、従前の保証債務整理のルール自体を変更するものではなく、主債務者廃業事案において「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「経営者保証GL」という）7項に基づく保証債務整理手続利用の阻害要因となっていた不明確な論点の明確化を図るとともに、対象債権者、主債務者・保証人および支援専門家について、経営者保証GL活用の観点から求められる対応を明記したものである。

これにより、普及・浸透が遅れていた主債務者廃業事案における経営者保証GLの利用増大が期待されたが、後述するコロナ禍の影響もあり、現在のところ、当初の期待どおりの効果は実現できていない模様である。

そこで、本稿では、上（本号）で、基本的考え方の概要をおさらいしたうえで普及・浸透への課題を抽出し、下（次号）で、実務における基本的考え方の活用法の模索を試みたい。なお、本稿の記述内容についてはすべて筆者の執筆時点での解釈に基づく私見であり、所属する組織の見解等とは一切関係がないことをお断りしておく。

一 基本的考え方のおさらい

1 「基本的考え方」の目指すもの（基本的考え方1項、2項）

民間金融機関がメイン行として経営者保証GLに基づく保証債務整理を成立させた件数は、2020年度上期133件、同下期116件、2021年度上期103件、同下期121件、2022年度上期93件と、年間200件前後で推移している（注1）。ここでいう「保証債務整理」のうち、主債務者の事業再生に伴う「一体型」と主債務

者の廃業に伴う「単独型」が、どのような割合となっているかは明らかではないが、2020年度の「破産会社の社長破産率」は約7割に上る（注2）ことから、おそらく前者が全体の大多数を占めているのではないかと推測される。このように、経営者保証GLに基づく保証債務整理は、主債務者の事業再生に伴う「一体型」はすでに浸透・定着しているといえるが、主債務者の廃業に伴う「単独型」が実務慣行として普及・浸透していないことが問題視されている。これに加え、コロナ禍においては、会社の廃業を決定した経営者が、自身の再起による将来

日証協の投資勧誘規則等の改正と これからの仕組債販売における適切な業務運営（上）

弁護士法人中央総合法律事務所弁護士

本行克哉

2023年2月15日、日本証券業協会（以下、「日証協」という）は、複雑な仕組債等の販売勧誘に係る「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」等の一部改正（案）（以下、「本改正案」という）についてパブリックコメントの募集を開始した。本改正案については、パブリックコメント手続を経たうえで公表され、2023年7月1日に施行が予定されている。

規則第3条第3項の考え方（以下、「合理的根拠適合性GL」という）、「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第5条第2項の考え方」（以下、「勧誘開始基準GL」という）、「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第3条第4項の考え方」（以下、「重要事項説明GL」という）、「広告等に関する指針」（以下、「広告指針」という）と多岐にわたる。本稿では、その概要を解説するとともに、2023年4月11日に公表された金融庁の「地域銀行100行におけるリスク性金融商品の販売・管理態勢に関するアンケート調査結果」も踏まえつつ、銀行グ

ループによる仕組債を含めたリスク性金融商品の販売における今後の適切な業務運営のあり方について考察する。

なお、本稿中で意見にわたる部分については、筆者の個人的見解であり、筆者が現に所属しまたは過去に所属した組織・団体の見解ではないことに留意されたい。

一 仕組債に関する規制の概要

1 複雑な仕組債等の意義

「仕組債」について法令上の定義はないが、一般的には、スワップ、オプションなどのデリ

バティブ（金融派生商品）を利用することにより、投資家や発行者のニーズに合うキャッシュフローを生み出す「仕組み」をもつ債券をいう。

仕組債にも様々な種類があるが、代表的なものとしては他社株転換社債(Exchangeable Bond: EB債)、株価指数連動債(リンク債)などがある。債券なので、基本的には元本の償還とクーポン(利息)の返還が権利の内容となるものの、参照する指標の変動次第で償還される元本が毀損する可能性がある点が特徴的である(図表1ではAのパターンで元本毀損が発生する)。日証協の投資勧誘規則では、

任意後見と取消権

経済法令研究会 講師

高橋 恒夫



はじめに

法定後見制度では、現に判断能力の不十分な状態にある本人について、家庭裁判所による後見開始等の審判により制限行為能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人）とし、これに保護者（成年後見人、保佐人、補助人）が付され、同意権や取消権が付与される。

これに対し、任意後見制度では、任意後見契約は、本人が契約の締結に必要な判断能力を有している間に、自己の判断能力が不十分な状況における後見事務の内容と後見をする人（任意後見人）を、自ら事前の契約によって決めておく委任契約であ

り、本人の事理弁識能力（判断能力）が不十分な状況となり、家庭裁判所によって任意後見監督人が選任されると任意後見契約の効力が生じるが、これによって本人は制限行為能力者となるわけではなく、行為能力が制限されることはないし、本人および任意後見人に対して取消権が付与されることもない。つまり、本人の判断能力が不十分な状態であっても、本人は法的には行為能力者であり、詐欺的な訪問販売等の消費者被害を被ったとしても、本人または任意後見人は、当該取引について取消権を行使して無効とすることはできない。

このような場合、取消権が付

与される法定後見による保護を開始すべきかどうかの問題となるが、自己の後見のあり方を自らの意思で任意後見契約を選択した本人の意思を尊重して、原則として任意後見による保護を優先することとされている。家庭裁判所は、法定後見開始の請求があっても、任意後見監督人の選任の前後を問わず、原則として法定後見開始の審判をすることができず、「本人の利益のため特に必要があると認めるとき」に限り、法定後見開始の審判をすることができるとされている。

一 任意後見制度の概要

任意後見契約は、民法上の委任契約の一つであるが、委任できる事務の内容および範囲は限定されており、契約の効力の発生時期の定めのある停止条件付契約であり、一定の様式に従って締結しなければならない要式契約であることなど、通常の委任契約とは異なる特徴がある。

1 任意後見契約の法的性質

任意後見契約とは、本人（委託者）が、受任者（任意後見受任者）に対し、精神上の障がい（認知症・知的障害・精神障害等）により事理を弁識する能力（注1）（判断能力）が不十分な状況における自己の生活、療養看護および財産の管理に関する事務

今こそ不動産融資への取組みを考える(下)

——不動産会社、不動産融資の現場対応

〒株式会社代表取締役 氣田 浩司

筆者が全国の金融機関職員の方と対話するなかで、多くのバンクカーが頭を抱えることは顧客の資産背景や担保評価云々ではなく、「案件を持ち込む業者の見極め方」であると実感することが多い。そのことから後編に關しては不動産会社との付き合い方や見極め方に加えて、営業店と審査部それぞれに分けて筆者の経験談や見聞きした内容をもとにより丁寧に解説をしていく。

前号(本誌897号24頁)でも記述したとおり、金融機関が巻き込まれる不動産業界の『闇』は『嘘発見器』なるものがない

限り見分けるのは無理なことなのであるかと述べた。実際そうかもしれないが、すべての不動産案件をシャットダウンする必要はない。混沌としている業界において今だからこそ不動産融資へ向き合うバンクカーとしての目利き力を十分に発揮すれば、自行車および顧客とその利益そして地域、ひいては日本社会にも利益をもたらすと筆者は信じている。

一 不動産会社との関係構築と注意すべき不動産会社

まず重要となるのは、案件を持つている不動産会社との関係

構築である。理由は、図表1に現れている。住宅ローンに限定される一部のデータとは異なるが、資金計画や借入の相談など、顧客自身がインターネット等々を利用して行ったが1位の45・2%に、次いで不動産事業者等への相談が2位で35・8%も存在する。しかし、金融機関への相談は13・7%にとどまっている。

顧客の多くがどの融資商品を選ぶかについて不動産会社への相談を重視する傾向にあり、ひいては顧客がどの金融機関から融資を受けるかの決定に多大な影響を与えているかがわかる。では不動産会社との関係を構

築するポイントはどこにあるのだろうか。

1 不動産会社との関係構築

まずは不動産会社ごとの得意業務を理解して、対応することが信頼関係の構築の一步になる。不動産会社は開発分譲や流通以外にも業種自体に融資案件が発生しやすいが、住宅ローン(居住物件)、アパートローン(収益物件)、分譲や再生などのプロジェクトローン、その他ローンのどれが発生しやすいかはその不動産会社の得意とする業務によって差が出るからである。各金融機関が得意とする商品によつては、望まれても対応でき